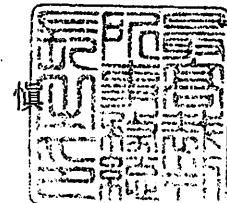


令和元年10月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件申出に係る文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職しないまま退職した人数が分かる文書（平成21年度以降の、毎年度の人数が分かるもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年9月24日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る文書は、全国の裁判所において精神疾患による休職発令を受けた裁判所職員のうち、復職しないまま退職した人数が分かる文書（平成21年度以降の毎年度の人数が分かるもの）と解されるが、裁判所において司法行政事務を処理するに際し、現状において、精神疾患による休職発令を

受けた裁判所職員のうち、復職しないまま退職した人数を年度ごとに集計した文書を作成する必要はないため、対象となる文書を作成又は取得していい。

イ よって、不開示とした原判断は相当である。